

歯科訪問診療の対応について

中医協 総-6-2
24. 2. 10

- ・被災3県においては、「常時寝たきりの状態等」の表現について、一部に誤解を生じ、仮設住宅等に居住する「疾病、傷病のために通院による歯科治療困難な患者」に必要な歯科訪問診療が実施されていない例もあると聞いている。
- ・歯科訪問診療料の対象者について、できる限り誤解が生じにくいように、表現の見直しを行うこととしているが、被災3県においては前倒して実施する。

骨子における「重点課題」及び「四つの視点」関連項目（抜粋）

現 行	改定案
<p>[算定要件]</p> <p>・歯科訪問診療は常時寝たきりの状態等であって、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象とし、療養中の当該患者の在宅等から屋外等への移動を伴わない屋内で診療を行った場合に限り算定できる。</p>	<p>[算定要件]</p> <p>・<u>歯科訪問診療は、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象としていることから、通院が容易な者に対して安易に算定してはならない。</u>なお、この場合において、療養中の当該患者の在宅等から屋外等への移動を伴わない屋内で診療を行った場合に限り算定できる。(改)</p>

被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の歯科医療機関の状況等

医療機関の被災状況

	被災した歯科医療機関数	歯科医療機関数	被災した歯科医療機関の割合
岩手県	125	606	約20%
宮城県	404	1,047	約40%
福島県	381	906	約40%

※被災した歯科医療機関数(平成23年7月11日現在)

※歯科医療機関数(平成20年10月1日現在)

平成23年度第1次補正予算での対応

1. 仮設診療所・仮設歯科診療所の整備 1,263百万円(医科844百万円、歯科418百万円)

- 東日本大震災による被害が甚大な地域においては、地震や津波により沿岸地域を中心に診療所の建物が壊滅状態となり、その復興には相当な時間を要することになる。
- 避難所や仮設住宅で生活する被災者に医療を提供する体制を迅速に確保するため、仮設診療所(薬局を併設するものを含む)・仮設歯科診療所を整備する。

- ・対象経費 : 仮設診療所設置費用、医療機器購入費 等
- ・補助率 : 定額



2. 歯科巡回診療車の整備 101百万円

- 歯科疾患は、咀嚼機能を低下させるため、避難所や仮設住居等、環境の異なった場所で長く生活する高齢者や障害者にとっては、十分な栄養の摂取困難に繋がり、全身の衰弱が一層進む場合がある。
- 仮設住宅で生活する、通院困難な介護が必要な高齢の被災者や障害等を抱える被災者への歯科保健医療を確保するため、歯科巡回診療車を整備する。

- ・対象経費 : 巡回診療用の自動車購入費、車載用の医療関係機器購入費 等
- ・補助率 : 定額

